

# Ⅱ 通算グループ全体の情報収集・共有が重要 グループ通算制度の 会計処理・開示のポイント

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士

山澤 伸吾

## はじめに

と考えられる。

2022年4月1日以後に開始する事業年度より、従来の連結納税制度はグループ通算制度に移行している。3月決算会社でグループ通算制度を適用する会社は、原則として当事業年度の四半期決算から実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下、「実務対応報告42号」という）に従った会計処理を行い、制度の変更による影響は期首に反映しているものと考えられる。ただし、期末決算の観点から、個別財務諸表における会計処理および開示について現在検討している会社もある。

本章では、期末決算に向けてグループ通算制度の概要と実務対応報告42号の概要を再確認するとともに、期末決算における会計処理および開示の留意すべきポイントについて解説する。

## グループ通算制度の概要

グループ通算制度は連結納税制度と同様に、国税（法人税と地方法人税）のみを対象として、企業グループの一体性に着目し、通算グループ

内の各社が通算前の所得を計算したうえで、通算グループ全体で損益通算等のグループ計算を行い、それをもとに各社の最終的な所得と税額を算出するしくみとなっている。ただし、連結納税制度と異なり、単体納税制度と同様に各社が納税義務を負い、原則として各社が申告・納付を行う個別申告方式となっている。また、グループ通算制度を適用して会社間で損益通算などを行うことで、税金が減少する会社があるため、減少する税金の額に相当する金額を通算グループ内で精算するという通算税効果額の授受が想定されている。これらのグループ通算制度の特徴は、会計処理と開示を理解するうえでのポイントになると考えられる。

## 実務対応報告42号の概要

このグループ通算制度を適用した場合の会計処理および開示の取扱いを明らかにするために、実務対応報告42号が公表されている。この実務対応報告42号は、連結納税制度と同様に企業グループの一体性に着目した損益通算等のグループ計算が行われるという制度の特徴に着目し、制

## 【この章のエッセンス】

●連結納税制度を適用していた場合と同様、税効果会計について法人税および地方法人税と住民税および事業税を区分し、グループ全体計算の影響を考慮して会計処理および表示を行うため、通算グループ内の適切な情報収集と情報共有が重要である。

●連結納税制度を適用していた場合と異なり、各通算会社が納税義務を負うため、法人税および地方法人税の個別財務諸表上の計上額および表示に違いが生じる点に留意が必要である。